

## 財団法人国際研修協力機構役員報酬規程

平成3年9月30日制定  
平成4年3月25日改定  
平成5年3月2日改定  
平成5年6月30日改定  
平成6年3月18日改定  
平成7年3月22日改定  
平成8年3月5日改定  
平成9年3月11日改定  
平成10年3月6日改定  
平成11年4月1日改定  
平成11年11月29日改定  
平成12年11月27日改定  
平成13年4月1日改定  
平成13年10月15日改定  
平成13年11月29日改定  
平成14年10月21日改定  
平成15年4月1日改定  
平成15年11月28日改定  
平成17年12月1日改定  
平成18年3月2日改定  
平成21年12月1日改定  
平成22年12月2日改定

### (目的)

第1条 この規程は財団法人国際研修協力機構寄附行為第21条第2項の規定に基づき、この法人の常勤の役員に対する報酬の支給について定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 役員報酬は本給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とする。

### (本給)

第3条 役員の本給の月額、次表のとおりとする。役員役職級は、別途定める。

役職級	本給月額
1 級	9 5 4 , 5 0 0 円
2 級	9 0 6 , 0 0 0 円
3 級	8 5 7 , 4 0 0 円
4 級	8 0 8 , 9 0 0 円

(特別調整手当)

- 2 特別調整手当の月額、本給の月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(給与の支払)

第4条 役員の給与は、法令等に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。

- 2 役員から申し出があった場合は本人の指定するその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことが出来る。

(本給、特別調整手当及び通勤手当の支給定日。本給の計算方法)

第5条 役員の本給、特別調整手当及び通勤手当の支給定日は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 月の途中において退職した場合、本給の計算は職員給与支給規程第4条第3項を準用して行う。

(特別手当)

第6条 役員の特別手当は、原則として、6月、12月に支給する。

- 2 役員の特別手当の支給額は、本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に次の支給割合を乗じて得た額を支給する。

6月 100分の147

12月 100分の148 計 100分の295

- 3 特別手当の支給対象者及び期間率は、職員給与支給規程第16条を準用する。

(通勤手当)

第7条 役員で交通機関を利用する者に対し、毎月通勤手当として定期券等購入費の実費相当額を支給する。ただし、一定額を超える額についてはその一部を支給することとし、その算式は別に定める。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理

については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

（細則）

第9条 その他、役員給与の支給に関して必要な事項は別に定める。

附則（平成3年9月30日）

この規程は、平成3年10月1日から施行する。

附則（平成4年3月25日）

この規程は、平成4年3月25日から施行する。ただし、第3条及び第6条第2項は平成3年10月1日から、第7条は平成4年1月1日から適用する。

附則（平成5年3月2日）

この規程は、平成5年3月2日に施行、平成4年4月1日から適用する。

附則（平成5年6月30日）

この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附則（平成6年3月18日）

この規程は、平成6年3月18日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則（平成7年3月22日）

この規程は、平成7年3月22日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附則（平成8年3月5日）

この規程は、平成8年3月5日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附則（平成9年3月11日）

この規程は、平成9年3月11日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附則（平成10年3月6日）

この規程は、平成10年4月1日から施行し、適用する。

附則（平成11年4月1日）

この規程は、平成11年4月1日から施行し、適用する。

附則（平成11年11月29日）

この規程は、平成11年11月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附則（平成12年11月27日）

この規程は、平成12年11月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則（平成13年4月1日）

この規程は、平成13年4月1日から施行し、適用する。

附則（平成13年10月15日）

この規程は、平成13年10月1日から施行し、適用する。

附則（平成13年11月29日）

この規程は、平成13年11月21日から施行し、平成13年12月1日から適用する。

附則（平成14年10月21日）

この規程は、平成15年1月1日から施行し、適用する。

附則（平成15年4月1日）

この規程は、平成15年4月1日から施行し、適用する。

附則（平成15年11月28日）

この規程は、平成16年1月1日から施行し、適用する。

附則（平成17年12月1日）

この規程は、平成18年1月1日から施行し、適用する。

附則（平成18年3月2日）

この規程は、平成18年4月1日から施行し、適用する。

附則（平成21年12月1日）

この規程は、平成22年1月1日から施行し、適用する。

附則（平成22年12月2日）

この規程は、平成23年1月1日から施行し、適用する。